

アメリカにおける電子監視と社会奉仕命令の現状

野 尻 仁 将

1. はじめに
2. 電子監視
 - (1) 導入とその背景
 - (2) 実施の現状
 - (3) 利点と問題点
3. 社会奉仕命令
 - (1) 導入とその背景
 - (2) 実施の現状
 - (3) 利点と問題点
4. おわりに

1. はじめに

法制審議会被收容人員適正化方策に関する部会（以下、「被收容人員適正化部会」と呼ぶ）は、諮問第77号¹の調査審議のために新たに設置された部会であり、第1回会議は2006年9月に開催された。3年以上に及ぶ被收容人員適正化部会の会議では、諸外国の関連諸制度の現状を参照しつつ²、社会奉仕を義務付ける制度の導入の当否や中間処遇の在り方、保釈の在り方についての議論が交わされた。最終的に同部会は、2009年12月の第26回会議において、「刑の一部の執行猶予制度」と「社会貢献活動を特別遵守事項とする制度」を法整備するのが相当であるとの報告を法制審議会総会に行うことを全会一致で決定しており³、現在、社会内処遇に関しては、この2つの制度が最も立法化に近い状況にある。

わが国でのこのような状況を踏まえると、諸外国の社会内処遇の現状を
(龍法 '10) 43 - 1, 228 (228)

改めて確認することは、社会内処遇を巡る今後の議論のために必要かつ有用であるといえる。そこで、本稿では、被収容人員適正化部会でも触れられた諸外国のうち、アメリカにおける社会内処遇について、特に電子監視（electronic monitoring）と社会奉仕命令（community service order）の現状を概観していくこととする。その際には、電子監視や社会奉仕命令の問題点に対し若干の検討を加え、わが国での議論の参考としたい。

2. 電子監視

(1) 導入とその背景

現在、電子監視は欧米を中心に多くの国々で採用されている⁴が、刑事司法分野で電子監視を活用しようと試み、初めてそれを実行に移したのはアメリカである。アメリカにおける電子監視導入の試みは1960年代に始まり⁵、1980年代に一応の結実を見る。1983年、ニュー・メキシコ州アルバカーキ（Albuquerque）でJack Love判事が電子監視付在宅拘禁命令を言い渡したことにより電子監視は初めて試行され⁶、これ以降、電子監視導入の動きが俄かに加速していくこととなった⁷。1日当たりの電子監視対象者の数も増加の一途を辿り、1988年に2,277人⁸だった対象者数は、1998年には95,000人⁹となり、2008年には16万人¹⁰に達している。

アメリカにおいて電子監視が急速に普及していった要因の1つに、過剰収容（over-crowding）問題がある。1980年代、増加し続ける刑務所人口は既に看過できないレベルに達しており、拘禁刑の代替となる手段の登場が求められていた¹¹。電子監視は、この問題に対する解決策として強く期待されていたのである。他にも、民間企業（電子監視装置製造会社）の積極的な売り込みがあったこと、電子監視技術・概念の発展があったこと¹²などが、電子監視の普及を促進した要因として考えられている¹³。

(2) 実施の現状

電子監視は、その性質上、刑事司法分野の様々な場面で適用の余地がある。そのため、一口に電子監視といっても、国により、また州により、その内容を大きく異にする。

刑事司法分野で用いられる電子監視は、大きく社会内処遇としての電子監視と施設内処遇としての電子監視¹⁴とに分けることができる。さらに前者は、その性質に応じて、①保釈の条件としての電子監視¹⁵、②拘禁刑宣告後の代替としての電子監視、③様々な矯正プログラム（プロベーション・パロール・在宅拘禁等）の一部としての電子監視の3つに分類される。アメリカで利用されているのは、主に①や③の電子監視である¹⁶。また、近年では、④満期釈放者に対する電子監視が広く用いられるようになってきている。この新たなタイプの電子監視は、フロリダ州で2005年にいわゆるジェシカ・ランスフォード法（Jessica Lunsford Act）¹⁷が制定されたのを契機に利用されるようになったものである。

以下では、プロベーション（probation）対象者、在宅拘禁等（community control¹⁸）対象者、パロール等（post prison release¹⁹）対象者をその対象としているフロリダ州の③の電子監視²⁰を例に、アメリカでの電子監視の現状を概観していくこととする。

a 同意・費用負担

アメリカでは、電子監視を行う際に、原則として対象者の同意を得る必要がある。対象者の同意は、電子監視を行う際の前提条件であるのと同時に、後述のように、電子監視の合憲性の根拠の1つにもなっている。通常は、施設内で拘禁されるよりも電子監視に付されていても社会内にいられる方が良くと考えられていることから、対象者から同意を得るのはそれほど困難ではないとされている²¹。

さらに、アメリカでは、対象者に対して電子監視に関する費用の負担を
（龍法 '10）43 - 1, 230 (230)

求めるのが一般的である。フロリダ州においても、電子監視を実施するに当たり生じる費用を、その総額を超えない限度で対象者から徴収している。この費用は、プロベーション等の費用とは別に課されている²²。電子監視費用、プロベーション等の費用は、月平均でそれぞれ64ドル、38ドルであり、対象者の負担は軽くない²³。仮に電子監視対象者が費用の支払を怠った場合、裁判所やパロール委員会（Parole Commission）等により、プロベーションやパロール等が取り消される可能性がある²⁴。

ただし、一定の場合には、電子監視費用やプロベーション費用等の一部または全部の支払いが免除される。費用の減免事由としては、対象者が費用を支払うのに十分な収入を得られる職に就くことができなかったとき、対象者が学生であるとき、対象者が働く上でのハンディキャップを抱えているとき、対象者には扶養すべき家族がおり、費用の支払いが著しく困難であるときなどがある²⁵。電子監視費用、プロベーション等の費用の支払いを全額免除されている者は、それぞれ全体の約3分の1に上る²⁶。

b 対象者

電子監視に付するか否かは、対象者の身体的・精神的状態（ペース・メーカー利用の有無や対象者の性質等）を勘案して決められる。電子監視の対象者は、少年であると成人であると問われない。また、罪名別に見ると、かつては性犯罪者は対象とされないのが一般的であった²⁷が、現在では性犯罪を犯した者に対しても電子監視が広く用いられている。

フロリダ州で電子監視に付されている者の数は、電子監視導入の初期を除くと、数年前まではほぼ横ばいの状態が続いていた。1993-94会計年度から2004-05会計年度にかけての平均対象者数は1,568人であり、この間に対象者の数が2000人を越えることはなかった²⁸。しかし、2005年制定のジェシカ・ランスフォード法により満期釈放者に対する電子監視が始められたこともあり、近年では対象者数が2000人を越えるようになっている。2010

年3月末に現に電子監視に付されている2,473人²⁹のうち、約半数の1,147人が、同法に基づきGPS（Global Positioning System）方式による電子監視に付されている。なお、電子監視の方式にはRF（Radio Frequency）方式とGPS方式の2種類があり³⁰、現在でも、他の州ではRF方式による電子監視が広く活用されている³¹が、フロリダ州ではほとんど全ての対象者がGPS方式による電子監視に付されている³²。

対象者の内訳を見ると、2005年3月31日の統計（以下、「2005年統計」と呼ぶ）³³時に電子監視に付されていた686人のうち、プロベーション対象者は144人（21.0%）、在宅拘禁等対象者は475人（69.2%）、パロール等対象者は67人（9.8%）であり、在宅拘禁等対象者が最も多くなっている。これに対し、最新統計（2010年3月31日の統計）³⁴では、電子監視対象者2,473人のうち、プロベーション対象者は1,592人（64.4%）、在宅拘禁等対象者は594人（24.0%）、パロール等対象者は287人（11.6%）となっており、プロベーション対象者の割合が著しく増大している。

また、両統計は、性犯罪を犯した者の割合でも大きく異なっており、2005年統計では37.3%であった性犯罪者の割合は、最新統計では60.9%にまで跳ね上がっている。さらに、2005年統計時、性犯罪者で最も多かったのが在宅拘禁等対象者（51.6%）であり、以下、プロベーション対象者（32.8%）、パロール等対象者（15.6%）という順になっていたが、最新統計では、プロベーション対象者（79.4%）が最も多く、在宅拘禁等対象者（10.2%）とパロール等対象者（10.4%）がほぼ同数になっている。

両統計の比較からは、わずか5年で電子監視の対象者の割合等に大きな変化が生じていることが見て取れる。プロベーション対象者や性犯罪者の割合が増大した理由は必ずしも明らかではないが、その変化の背景には、2005年に一定の性犯罪者に対する電子監視について規定するジェシカ・ランスフォード法が制定されたことがあると推察される。

c 取消・完了

電子監視対象者が何かしらの違反を犯した場合、対象者は電子監視を取り消され、施設に収容されることとなる。ただし、違反があった場合に必ずプログラムが取り消され、対象者が直ちに施設に収容されるわけではない。例えば、パロール対象者にあつては、その違反はパロール委員会に報告され、その後に、電子監視を継続するのか、遵守事項を変更するのか、あるいは、パロールを取り消して対象者を刑務所に収監するのがパロール委員会で最終的に決定されることになる。したがって、対象者がプログラムを完了したからといって、その者が、プログラム期間中に1度も違反を犯さなかったことを意味するものではない点には留意すべきである。

電子監視に付されていない者と付されている者とのプログラム取消率を比べると、総じて電子監視対象者の方がその率が低くなっている。重罪（felony）を理由とする取消率は、前者が6.1%であるのに対し、後者は、RF方式の電子監視対象者で1.6%、GPS方式の電子監視対象者で0.8%となっており、電子監視対象者の取消率は、非電子監視対象者のその半分以上に留まる。軽罪（misdemeanor）、技術的違反を理由とする取消率の場合も同様の傾向が示されており、非電子監視対象者、電子監視対象者（RF方式）、電子監視対象者（GPS方式）の取消率はそれぞれ、軽罪を理由とするもので2.3%、0.8%、0.1%であり、技術的違反を理由とするもので22.0%、10.2%、4.5%となっている³⁵。

このように、統計上、電子監視の方が非電子監視よりも高い確率でプログラムを完了していることが示唆されている。この点からすると、電子監視は、従前の処遇に比して非常に効果的な方策であるといえそうである。ただし、電子監視対象者と非電子監視対象者とでは、対象者の人数や罪名、その比率等を異にしているため、取消率の差だけを理由に両者の優劣を決することは適当ではないであろう。両者を比較する際には、取消率だけでなく、プログラム期間中の違反の有無やその頻度等についても考慮す

べきである。そうすると、電子監視が他のプログラムに比べてどの程度優れているかについては、なお検討の余地があるといえる。

(3) 利点と問題点

a 利点・問題点

電子監視のメリットには、国家・市民に対するものと、対象者に対するものが考えられる。国家・市民のメリットと解されるものに、過剰収容対策、刑務施設の管理・運営のための費用の削減、対象者に対する監視の強化と監視の利便性の確保、多様な処遇の確保、再犯の抑止と社会の安全確保がある。対象者のメリットとしては、拘禁による心理的・身体的負担の除去・緩和、ステイグマ (stigma) の回避、対象者の社会生活の維持や対象者と社会との統合・再統合の促進などが挙げられる³⁶。

これらの利点は、電子監視導入の誘因となりうるであろう。しかし、他方において、電子監視導入後もフロリダ州の刑務所人口は毎年のように増加しており³⁷、電子監視が過剰収容問題に対する決定的な解決策になりうるとは言い難い状況にある点に鑑みると、上記の他のメリットについても、期待された通りの形で国家・市民、あるいは、対象者が享受しうるかを再考する必要があるように思われる。

これに対して、電子監視のデメリットには、国家・市民のものとして、技術的制約（機器の故障のリスク³⁸等）、リアル・タイムでの規律不能性がある。また、対象者にとってのデメリットとしては、プライバシー侵害や平等権侵害といった人権制約の危険、電子監視を受けていることによる心理的負担、ネット・ワイドニング (net-widening) の危険、負担の家庭への転換³⁹が挙げられる。さらに、最近行われるようになった満期釈放者に対する電子監視については、特に対象者の人権との関係において、そのような電子監視を正当化しうる理論的根拠は何かが問題となってこよう。

以上のメリット・デメリットは、アメリカ独自のものというわけではな

く、多くが電子監視に固有の利点であり、問題点である。したがって、わが国で電子監視導入の是非・当否が検討される際にも、同様に議論の場に登場することが予想される点であるといえる。そこで、これらの問題点のうち、わが国においても特に問題となってくると考えられる人権制約の問題について、以下で簡単に触れることとする。

b 合憲性

電子監視によってもたらされるプライバシー権侵害や自由の制約については、電子監視装置が利用可能になる前でさえ意識されていた⁴⁰。電子監視が導入されてから数十年の月日が流れたものの、現在までのところ、電子監視の合憲性について争われた判例は見当たらない。しかし、今後、裁判において顕在化することが予想される問題がいくつかある。

1つが、アメリカ合衆国憲法修正14条に関する問題である。上述のように、アメリカでは電子監視を行う際に原則として対象者に費用負担を求めているが、このことが、平等権の保護を謳った修正14条違反を惹起する可能性がある。すなわち、電子監視対象者に費用負担を求めるシステムの下では、経済的に貧しい者が電子監視を受けることができなくなり⁴¹、そのことが平等権侵害を構成することにもなりかねないのである。修正14条違反を回避するには、支払能力に基づくスライド制を導入するなどして、無収入者・低収入者であっても電子監視を利用しうる体制を構築することが必要になってくると解される⁴²。

他にも、電子監視はプライバシー権をはじめとする人権を不当に制約しているのではないかと、また、電子監視は残虐で異常な刑罰に当たり修正8条に違反するのではないかも問題となってくる⁴³。アメリカでは、これらの問題の解決を、対象者の同意と電子監視が主に拘禁刑の代替手段である点に求めているようである。つまり、①電子監視を行う際には対象者の同意を要件としているが、電子監視対象者は電子監視を行う際に生じる人権

制約に対しても同意していると解されること、②拘禁刑に比して電子監視の方が人権制約の程度は小さいことを理由として、人権侵害や修正8条違反の問題を回避するのである。しかしながら、以下で示すように、これらの理由付けが電子監視の合憲性を完全に担保するとは言い切れない。

①に関しては、同意しなければ拘禁されるという状況にあって、対象者が自由な意思に基づいて電子監視に同意したといえるかには疑問が残るといべきである。実質的には強制となっている可能性も否定できないことからすると、対象者の同意が形式的に存在することだけをもって合憲性判断の決定的な理由付けとすることはできないと考えられる⁴⁴。

②に関しても同様に疑義がある。確かに、電子監視によるプライバシー等の人権制約は、施設内処遇においても同様に課されることが予想されるものであり、電子監視に付されることによって新たな人権制約が課されるわけではないばかりか、電子監視の方が人権制約の程度は小さいともいえる。しかし、人権制約の程度がより緩和されていることだけを理由に、権利制約を正当化しうるかについては疑問なしとしない⁴⁵。また、仮にそれが正当化できるとしても、この正当化根拠は、電子監視は拘禁刑の代替手段であり、その対象となるのは本来であれば刑務所に収容されるべき者であったという前提に依拠している点に留意する必要がある⁴⁶。もし、ネット・ワイドニングの危険が現実化して、本来であれば施設収容の必要のない者にまで電子監視が付されていた場合には、②は前提を欠き、妥当しないといべきである。そのような状況の下では、電子監視による人権制約の程度と比較されるべきは、社会内にいる他の者の人権制約の程度である。比較の結果、電子監視による人権制約の程度が大きいと考えられる場合には、修正8条違反が問われることになるのは避けられないであろう。

以上のように、電子監視に関する合憲性の基盤は必ずしも強固なものではなく、再検討の余地を残していると解されるのである⁴⁷。

3. 社会奉仕命令

(1) 導入とその背景

「刑事政策における二〇世紀最後のアイデア」⁴⁸とも評される社会奉仕命令が初めて立法化されたのは、1972年のイギリスにおいてである⁴⁹。社会奉仕命令は、実施に移されてから数年でイギリス全土に普及し⁵⁰、さらに海を渡り、他の多くの国々にも輸出されるようになった。1980年代には、30国ほどで社会奉仕命令が導入されていたといわれている⁵¹。

一般に社会奉仕命令の母国はイギリスとされているが、刑事司法制度の中で社会奉仕を活用しようとする試みは、イギリスでの法制化以前にも各国で見られる⁵²。アメリカで初めて社会奉仕が用いられたのは、1966年のカリフォルニア州アラメダ (Alameda) ・カウンティにおいてである。この地で行われた試みは、経済的に貧しい交通違反者の女性達を助ける目的で、彼女達に社会内での無報酬労働を命じるものであった⁵³。この試みが人々の注目を集め、社会奉仕プログラムは、次第にアメリカ全土へと普及していくことになる。現在、社会奉仕命令は、州においてはもちろん、連邦においても導入されており、その利用が、司法および矯正の領域で図られる傾向が顕著になっている⁵⁴。

アメリカで社会奉仕命令が普及していった要因の1つに、電子監視と共通のものがある。すなわち、過剰拘禁問題の存在を背景として、刑務所人口削減の期待を社会奉仕命令は担わされたのである。このような期待は、他の国々でも広く共有されている⁵⁵。さらに、社会奉仕命令が犯罪者のより効果的で安価な処遇方法たりうる高度の潜在的可能性を有していると考えられたことや、社会奉仕命令に対する期待が1984年の包括的犯罪統制法 (Comprehensive Crime Control Act of 1984) の制定により強められたことなどが、社会奉仕命令発展の要因として挙げられている⁵⁶。

(2) 実施の現状

社会奉仕は、電子監視と同じ様に、刑事司法分野の各段階で利用しうる柔軟性を備えている。そのため、社会奉仕には様々な形態のものがある。その性質に応じて社会奉仕を分類すると、①起訴猶予の条件としての社会奉仕、②刑罰としての社会奉仕、③矯正プログラム（プロベーション・パロール等）の条件としての社会奉仕などに分けることが可能であり、どの社会奉仕を採用しているかは、国や州によって異なっている。

連邦における社会奉仕は、刑としてではなく、プロベーションの付加的な条件として対象者に命じられている⁵⁷。州においても、一般には③の社会奉仕が行われているが、刑罰としての社会奉仕が行われている州も存在する。カリフォルニア州がその1例であり、同州の刑法典（California Penal Code）には、プロベーションの条件としての社会奉仕⁵⁸だけでなく、刑罰としての社会奉仕⁵⁹についての規定も置かれている。

以下において、アメリカでの社会奉仕命令を取り巻く状況を見ていく。

a 対象者の選別

社会奉仕命令は、少年・成人、貧困層・富裕層、初犯・常習犯の別なく適用することができる⁶⁰。また、社会奉仕は、ホワイト・カラー犯罪や企業犯罪を行った自然人だけでなく、企業自体にも言い渡すことが可能であり⁶¹、アメリカでは、企業に対し社会奉仕を命じた実例が存在する⁶²。

このように社会奉仕命令の適用対象は広範囲に及んでいるが、全ての犯罪者がその対象となるわけではない。社会に脅威を与えるような者、例えば、薬物依存やアルコール依存の者、強姦等の性犯罪の前科がある者、身体ないし精神に重大な問題を抱えている者などは、社会奉仕を命じるには相応しくないと考えられている⁶³。

社会奉仕の対象者の選別は、主に、プロベーション・オフィサーの提出した判決前報告書（pre-sentence report）に基づき、裁判所がその可否を

判断するという手順で行われる。対象者を選別し、その者に社会奉仕命令を言い渡すに当たっては、対象者と地域社会の双方に対する配慮が必要となる。例えば、対象者が社会奉仕に対する適格性を有しているかは、その者の態度・特技・才能や犯罪の重大性を考慮した上で判断されなければならない。また、特定の犯罪や対象者に対する公衆の態度や地域社会に及ぼす社会奉仕の影響についても検討されなければならないのである⁶⁴。

慎重な検討を経た上で、対象者に対し社会奉仕を命じるのが適当であると判断された場合であっても、対象者に社会奉仕命令を言い渡すには、電子監視の場合と同様に、対象者から同意を得る必要がある。さらに、検察官の同意が必要とされる場合もある⁶⁵。

b 社会奉仕の時間数

社会奉仕命令において対象者が求められるのは、一定時間の無償労働を行うことである。そのため、社会奉仕命令の対象者にとっては、拘禁刑を命じられた受刑者にとっての刑期のように、自らが従事しなければならない社会奉仕の時間数は大きな関心事といえる。

社会奉仕の時間数に関しては、それ未満では社会奉仕に携わる機関の活動が不十分かつ非効率的になってしまい、また、それを超えれば対象者が命令に従うことを期待できなくなる一定の時間数が存在すると考えられている⁶⁶。したがって、社会奉仕命令を用いる場合には、命令可能な時間数の上限と下限が予め設定されているのが望ましいというべきである。

社会奉仕で命じる時間数については、ガイドラインや条文等により一定の枠が設けられ、あるいは、それが示唆されているのが一般的である。連邦では、連邦量刑ガイドライン（Federal Sentencing Guidelines）に「社会奉仕は、一般に、400時間を超えて課されるべきではない」との注釈が付されており⁶⁷、社会奉仕命令の時間数に上限が設定されている。ニューヨーク州も、社会奉仕スタンダード（Community Service Standards）に

上限に関する定めが置かれている。同スタンダードでは、時間数の上限が犯罪の等級に応じて細かく分けられて規定されており、社会奉仕を命じることができる時間の上限は、最長でも500時間までとされている⁶⁸。

ガイドラインやスタンダード等ではなく、条文に時間数についての定めがあるものとして、カリフォルニア州の例を挙げることができる。同州の刑法典には、時間数の上限はもちろん下限についての定めもあり、さらに、社会奉仕が行われるべき期間についての規定も置かれている。例えば、カリフォルニア州刑法典640.5 (a) (1) は、政府機関や公共交通機関等の設備・乗物に修繕に250ドル以上の費用のかかる落書をを行った者に対して、1000ドル以下の罰金、及び、授業・就業時間外に180 日間で48 時間以上200 時間以下の社会奉仕を命じる。また、その者に落書等の前科があった場合には、同刑法典640.5 (b) (1) により、6月以下の拘禁、さらに選択的あるいは併科的に2000ドル以下の罰金が科せられると伴に、プロベーションの条件として、授業・就業時間外に350日間で96 時間以上400 時間以下の社会奉仕を命じられる場合がある。

c プロベーション・オフィサー

社会奉仕に関してプロベーション・オフィサーが果たすべき役割は、社会奉仕命令の決定からその実行に至るまで広範囲に及んでいる⁶⁹。

社会奉仕の決定段階においては、プロベーション・オフィサーの主な任務は、調査及び報告を行うことである。上述のように、裁判所が対象者に社会奉仕を命じるか否かを判断する際には、プロベーション・オフィサー作成の判決前報告書が参考にされており、プロベーション・オフィサーは、対象者の選別に少なからず影響を及ぼしているといえる⁷⁰。

社会奉仕の実行段階におけるプロベーション・オフィサーは、決定段階以上に極めて重要な役割を担っている。プロベーション・オフィサーは、社会奉仕の実行前・中において、対象者やボランティア機関等と緊密に行

動を共にしており、その役割は多岐に渡る。

プロベーション・オフィサーが対象者に対して行うのは、主に面談・配置・監視・監督である。プロベーション・オフィサーは、社会奉仕を実施するに当たり対象者と面談し、社会奉仕活動の趣旨や義務の確認を行う。裁判所が命じた目的を考慮して、どの社会奉仕活動にどの対象者を割り当てるかを定めるのも、プロベーション・オフィサーの役割である。そして、彼らは、定期的に社会奉仕の現場を訪れ、対象者の活動の様子を監視し、対象者が適切に社会奉仕活動を行えるよう対象者を監督する。

社会奉仕を実施するに先立ち受入機関を探すことも、プロベーション・オフィサーに課せられた仕事の1つである。社会奉仕は、いかなる規模のものであっても、運営機関を必要とする。一般に運営機関は非営利かつ非政治の団体でなければならず、その代表例がプロベーション機関とボランティア団体である⁷⁾。プロベーション・オフィサーは、ボランティア団体等を訪れ、社会奉仕の場所を確保するための活動を行っている。その際に彼らは、団体の職員に社会奉仕の内容や趣旨を説明し、社会奉仕がどのように行われ、社会奉仕において必要とされるものは何かを団体の職員に理解させなければならない。

さらに、プロベーション・オフィサーは、裁判所に対し、社会奉仕活動の実施状況についての報告を行っている。社会奉仕活動が適切に行われているか、あるいは、対象者に違反がないかといった情報は、プロベーション・オフィサーを通じて裁判所にもたらされる。

d 取消・完了

社会奉仕を命じられた対象者には、履行すべき義務が課せられている。それにもかからず、対象者が遅刻や不出頭を繰り返し、あるいは、十分に社会奉仕を行わないなどの義務違反を犯した場合、対象者には一定の制裁が加えられることになる。制裁には、対象者を懲戒し、社会奉仕を適切に

行うよう促すものから、社会奉仕プログラムの取消まで様々なものがある。そのため、違反があったとしても、必ず社会奉仕プログラムが取り消されるわけではない。この点は、電子監視の場合と同様である。

社会奉仕命令の完了率は、一般に高い値が示されている。ニュー・ヨーク州で2009年に社会奉仕活動を行っていた対象者は8,039人を数えるが、そのうちの5,839人が社会奉仕命令を無事に完了している⁷²。対象者全体に対する割合では、社会奉仕の完了率は72.6%となる。ただし、社会奉仕対象者8,039人には、成功・不成功を問わず期間中に社会奉仕を終了しておらず、その後も奉仕活動を継続している者等の数も含まれている。そこで、それらの者を除外し、期間中に社会奉仕の完了や打ち切りといった一定の結果が生じた者を母数として社会奉仕活動の完了率を計算すると、その率は87.5%にも達する（以下、このような計算に基づく社会奉仕命令の完了率を、便宜上、「実質完了率」と呼ぶ）。

ニュー・ヨーク州では全体として高い実質完了率が示されているが、他方、実質完了率を地域毎に比較すると、地域によってその率に有意な差が生じていることが見て取れる。例えば、エセックス (Essex) やハーキマー (Herkimer) 等においては実質完了率が100%であるのに対し、シマング (Chemung)、オスウェーゴ (Oswego)、ナイアガラ (Niagara) の実質完了率は低く、それぞれ64.3%、68.7%、69.2%となっている。実質完了率に地域間で30ポイント以上の開きがある点に鑑みると、社会奉仕命令は、地域的な差異が生じやすいという特性を備えているといえる。

(3) 利点と問題点

a 利点

社会奉仕命令は、以下に示すように、対象者、社会、被害者、そして、裁判所のそれぞれに対する利益を有していると考えられている⁷³。

対象者にとって社会奉仕命令は、拘禁よりも緩和された制裁である点、

仕事に従事し、家族との関係を継続しうる点、仕事上の経験や技術を得られる点、社会復帰の機会が与えられる点、自己の尊厳を高めることができる点などで有益である。これらの利益は、対象者自身にも自覚されている。実際に社会奉仕活動を行った対象者は、社会奉仕活動を通じて経験することができたものとして、新たな技術を習得し、自己発展の機会を得られたことといった上記の諸点の他に、他人を助けることができたことや新たな人と知り合う機会に恵まれたこと、さらには、受入機関からの援助を得られたこと等を挙げている⁷⁴。

社会にとっての利点としては、無償労働を獲得できること、刑務施設の運営費用を削減できること、矯正プロセスへ参加する機会を得られること、犯罪者に対する否定的な心象を改める機会になることが指摘できる。

また、社会奉仕が目に見える形で対象者に加えられる制裁である点や自ら犯した罪に対する責任から対象者は逃れられるものではないということ十分に知りうる点は、被害者が社会奉仕命令を肯定的に評価する要素となっている。ただし、社会奉仕命令は、必ずしも被害者の存在を前提としているわけではなく、いわゆる被害者なき犯罪においても用いることができるという特色を有している⁷⁵。

最後に、裁判所にとっての利益として考えられているものとして、社会奉仕命令が公正かつ経済的な制裁であるだけでなく、刑罰の代替でありながらも刑罰の有する目的に適合的である点がある。社会奉仕命令の目標・対象・方向性は、他の制裁と同様に、刑事司法システムの全般的な理念に調和しなければならないとされている⁷⁶が、社会奉仕命令は、刑罰の有する目的に適っていると解されている。

b 問題点

これに対して、社会奉仕命令の問題点としては、運用面に関する問題点、数に纏わる問題点等、以下の諸点が指摘されている。

まず、運用面に関する問題点として、地域により社会奉仕の実施状況にばらつきが見られる点が挙げられる⁷⁹。社会奉仕は、対象者を選別する割合やその完了率において地域差が生じやすい。例えば、当該地域において社会奉仕の受入機関を確保することが困難であるために、社会奉仕を対象者に命じることがそもそもできないという事情は、対象者の選別において地域差が生じる要因の1つとなっている⁸⁰。

また、社会奉仕活動を行う際に、対象者と受入機関の職員等の間にトラブルが発生しやすい点も、社会奉仕の運用面に関する問題点であるといえる⁸¹。社会奉仕活動を成功裏に終わらせるかは、社会奉仕の趣旨と義務を理解し、活動を適切に行うことを期待される対象者の資質に負う部分が大であるが、同時に、対象者に直に接し、対象者と行動を共にする受入機関の職員の適切な対応に負っている部分も小さくない。そのため、社会奉仕を完遂させるためには、対象者はもちろん職員にも、社会奉仕の趣旨を理解し、それに沿った適切な行動をなすことが求められるのである。

社会奉仕命令には、数に纏わる問題点がいくつか存在する。そのうちの1つが、社会奉仕を命じることができる時間数の問題である。上述のように、アメリカでは、ガイドラインや条文等に時間数の上限等に関する規定が置かれているのが一般的である。ただし、ガイドライン等に時間数の規定があることと当該時間数が合理的であることとは別次元の問題であるといえる。したがって、時間数につきガイドライン等が作成されるべきであるとの議論とは別に、定められた時間数が適切で合理的なものであるかについても、慎重に検証する必要があるように思われる。

さらに、数に纏わる問題点として、等価の問題が指摘される。等価の問題は、社会奉仕が拘禁刑の代替としての役割を有する際に生じてくる。これは、社会奉仕を拘禁の代替として命じる場合に、1日の拘禁が何時間の社会奉仕に相当するのかを問題とするものであり、その比率については、公正と衡平の観点から確定しておく必要があると考えられている⁸²。また、

等価の問題は、社会奉仕を罰金刑の代替と位置付ける場合にも生じてくる。この場合に問われるのは、1時間の奉仕活動が何ドルに相当するのかである。そして、その判断の前提として、金額の基準とすべきは最低賃金か、平均賃金か、それとも対象者の通常の時間給かも問題となってくる。

社会奉仕命令の問題点としては、他にも、プライバシー等の人権侵害の危険があること、ネット・ワイドニングの危険が存在すること、拘禁刑の代替手段として十分な機能を果たし、過剰拘禁の緩和に寄与しているか疑問であることが指摘される。これらは電子監視と共通するものであり、したがって、電子監視での議論のいくつかがここでも当てはまる。例えば、拘禁に比べてより緩和された処遇であることだけを理由に、社会奉仕命令の導入や社会奉仕に伴う人権制約を正当化できるかは疑問があるというべきである⁸¹。特に、ネット・ワイドニングが現実化した場合には、正当化はより困難になると解される。また、社会奉仕命令の導入後も刑務所人口は増加傾向を示している点からすると、社会奉仕命令が過剰拘禁問題に対する解決策になっていると断定することもできないというべきである。

以上のように、社会奉仕命令には多くの問題点が指摘されている。これらの問題点の多くは、電子監視の場合と同じ様に、アメリカ独自のものというわけではなく、社会奉仕命令に固有の問題点である。その意味で、これらの問題点のいくつかは、「社会貢献活動を特別遵守事項とする制度」の立法化が図られようとしているわが国においても、同様に議論の場に登場し、その検討が行われるべきものであるといえる。

4. おわりに

アメリカにおける電子監視と社会奉仕命令は、その導入から急激な発展と拡大の傾向を示してきた。現在では、両者は、アメリカの刑事司法・矯正の場において市民権を得るに至っており、電子監視と社会奉仕命令が広

く用いられる傾向は、今後もしばらくは継続していくことが予想される。

この傾向が永続的なものとなるか否かは、電子監視と社会奉仕命令が抱える利点と問題点がどのように処理されるかにかかってくるといえる。すなわち、一方において両者が有するとされる利点が今後も存続し、他方において問題点に対する解決が将来的に図られるのであれば、電子監視や社会奉仕命令は、アメリカ社会において益々盛んに活用され続けることになるであろう。したがって、両者の利点と問題点に対する検討は、アメリカでの電子監視や社会奉仕命令の現状を把握するに留まらず、それらの行く末を見定める上でも重要かつ必要なものであるといえる。

また、その検討は、わが国のように電子監視や社会奉仕命令を未だ採用していない国々にとっても、今後、それらの制度の導入の可否を判断する際の手がかりとなりうる点において有意義なものとなる。その意味においても、アメリカにおける電子監視と社会奉仕命令に対する検討の必要性和重要性が認められるのであり、アメリカでの両制度の動向とそれらに対する議論の行方が、今後も注目されるところである。

- 1 諮問第77号は、「被収容人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会奉仕を義務付ける制度の導入の可否、中間処遇の在り方及び保釈の在り方など刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方等について御意見を承りたい」とする。
- 2 被収容人員適正化部会では、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカについての報告がなされた。その内容については、それぞれ、同部会第6回会議議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000003778.pdf>)、同7回会議議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000003780.pdf>)、同8回会議議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000003782.pdf>)、同9回会議議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000003785.pdf>) 参照。
- 3 具体的内容については、要綱（骨子）案 (<http://www.moj.go.jp/shingil/091222-1-2.html>) 参照。なお、同要綱（骨子）案は、2010年2月24日に開催された法制審議会第162回会議において全会一致で原案通り採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた。同会議の内容については、議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000036301.pdf>) 参照。
- 4 電子監視導入国には、イングランド・ウェールズ、スウェーデン、オランダ、

- カナダなどの欧米諸国のほか、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、シンガポールなどのオセアニア・アフリカ・アジアの国々がある。Kath Dodgson & Ed Mortimer, *Home Detention Curfew-The First Year of Operation*, 110 Research Findings 1, 1 (1999), <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs/r110.pdf>.
- 5 試みの第一歩は、ハーヴァード大学の心理学者Ralph K. Schwitzgebel博士による電子監視装置の考案であった。Schwitzgebel博士による電子監視装置の開発及びその研究は、必ずしも刑事司法分野に電子監視を導入することだけを意図して行われたものではなかったが、博士自身は、「特別な安全装置があれば、ある種の常習犯を長期的に拘禁する代替法としてこのシステムを利用できるであろう」と刑事司法分野への電子監視の導入を予測していた。Ralph K. Schwitzgebel, *Electronic Innovation in the Behavioral Sciences: A Call to Responsibility*, 22 American Psychologist 364, 365 (1967).
 - 6 そもそもこの試みは、Love判事が、コミック『スパイダーマン』の中で主人公スパイダーマンが悪役により追跡用の送信機を腕に付けられるというエピソードに着想を得て、監視装置の設計と製造を元警察官のGossに依頼したことに端を発する。Francis M. Timko, *Electronic Monitoring-How It All Began: Conversations with Love and Goss*, 17 Journal of Probation and Parole 15, 15-16 (1986).
 - 7 例えば、早くも翌1984年には、フロリダ州パーム・ビーチ (Palm Beach) ・カウンティで、電子監視を用いた継続的なプログラムが運用されている。藤本哲也『諸外国の刑事政策』（中央大学出版部、1996年）181頁。
 - 8 Annesley K. Schmidt, *Electronic monitoring: What Does the Literature Tell Us?*, 62 (2) Federal Probation 10, 11 (1998).
 - 9 National Law Enforcement and Corrections Technology Center, *Keeping Track of Electronic Monitoring* 1 (1999), <http://www.justnet.org/Lists/JUSTNET%20Resources/Attachments/859/Elec-Monit.pdf>.
 - 10 Matthew DeMichele & Brian Payne, *Offender Supervision with Electronic Technology: Community Corrections Resource* 17 (2nd ed. 2009), http://www.appanet.org/eweb/docs/appa/pubs/OSET_2.pdf.
 - 11 1980年代のアメリカにおける過剰拘禁の現状とその対策などを紹介するものとして、アルバート・J・リース（宮澤節生＝渡邊眞男訳）「アメリカ合衆国における刑務所過剰拘禁—その原因・結果・対策」ジュリスト863号（1986年）62頁以下参照。
 - 12 商業用の電子監視装置は1980年代初期まで利用可能ではなかったため、電子監視の分野では、しばらく概念が技術に先行する状態が続いていた。See J. Robert Lilly & Richard A. Ball, *A Brief History of House Arrest and Electronic Monitoring*, 13 N. Ky. L. Rev. 343 (1987).
 - 13 瀬川晃『犯罪者の社会内処遇』（成文堂、1991年）404頁以下、藤本・前掲註

7・182頁。

- 14 アメリカにおける刑務所内での電子監視の利用について紹介するものとして、赤田実穂「アメリカにおける刑務所内電子監視—ICタグを用いた受刑者管理の実情—」犯罪と非行146号（2005年）147頁以下参照。刑務所内電子監視が使用される主な目的は、①逃走防止、②職員及び被収容者の安全の増加、③事務の合理化（訴訟資料作成の容易化、職員配置の削減、被収容者データ管理の一元化）である。
- 15 See Timothy P. Cadigan, *Electronic Monitoring in Federal Pretrial Release*, 55 (1) Federal Probation 26 (1991). 保釈の条件としての電子監視をわが国で導入することは、無罪推定法理との整合性の点で疑問があると指摘するものとして、豊崎七絵「未決拘禁は何のためにあるか」刑事立法研究会編『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』（現代人文社、2005年）24頁（脚注15）参照。また、水谷規男「未決拘禁の代替処分」刑事立法研究会編『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』（現代人文社、2005年）109頁も、導入には否定的な見解を取っている。
- 16 これに対して、イングランド・ウェールズ、スウェーデン、オランダなどの国々では、主に②の電子監視が採用されている。Hans-Joerg Albrecht, *Electronic Monitoring in Europe: A Summary and Assessment of Recent Developments in the Legal Framework and Implementation of Electronic Monitoring* (2005), <http://www.mpicc.de/shared/data/pdf/albrecht.pdf>.
- 17 同法は、性犯罪を犯した者のうち一定の者に対して、生涯に渡る電子監視を行うとする。See Florida Statutes 947.1405 (10). 2005年以降、性犯罪を犯した者に対する電子監視について規定した法律が、州・連邦レベルで制定されている。Matthew DeMichele et al., *A Call for Evidence-Based Policy: Sex Offender Electronic Monitoring Has Advantages, Problems*, 50 (1) State News 26, 27 (2007).
- 18 community controlとは、週末拘禁・休日拘禁を含む在宅拘禁を指す。
- 19 post prison releaseとしては、パロールの他に、conditional releaseやaddiction recoveryがある。
- 20 See Florida Statutes 948.11 (Electronic monitoring devices). フロリダ州議会が同条項に基づき電子監視を承認したのは、1987年のことである。
- 21 被収容人員適正化部会第9回会議議事録・前掲註2・11頁。
- 22 See Florida Statutes 948.09 (2).
- 23 William Bales et al., *A Quantitative and Qualitative Assessment of Electronic Monitoring* 102-103 (2010), <http://www.criminologycenter.fsu.edu/p/pdf/EM%20Evaluation%20Final%20Report%20for%20NIJ.pdf>.
- 24 See Florida Statutes 948.09 (3).
- 25 See Florida Statutes 948.09 (3) (a) - (g).
- 26 William Bales et al., *supra* note 23, at 102-103.
- 27 瀬川・前掲註13・394頁。
- 28 Florida Department of Corrections, *A Report on Radio Frequency (RF)*

- Monitoring and Global Positioning Satellite (GPS) Monitoring* 14 (2006), <http://www.dc.state.fl.us/pub/gpsrf/2005/gpsrf.pdf>.
- 29 Florida Department of Corrections, *Monthly Status Report March 2010 Community Supervision Population Summary* (2010), <http://www.dc.state.fl.us/pub/spop/2010/03/1003.pdf>.
- 30 両方式の差異は、所在確認だけでなく行動監視を行えるか否かにある。RF方式の電子監視は所在確認に用いるが、GPS方式の電子監視と異なり行動監視を行うことは出来ない。
- 31 2009年末にアメリカで行われていた電子監視は、RF方式による電子監視が108,912件、GPS方式による電子監視が91,329件であった。See Matthew DeMichele & Brian Payne, *supra* note 10, at 17.
- 32 現在、フロリダ州でRF方式の電子監視に付されている者は、全電子監視対象者の2.8% (2,473人中69人) に過ぎない。See Florida Department of Corrections, *supra* note 29. なお、GPS方式の電子監視にもActive方式とPassive方式の2種類があるが、Passive-GPS方式の電子監視対象者数は、2006年8月31日の統計に掲載されたのを最後に、フロリダ矯正局 (Florida Department of Corrections) の統計資料に掲載されなくなったことから、現在では、GPS方式の電子監視は全てActive-GPS方式でなされていると推測される。
- 33 Florida Department of Corrections, *Monthly Status Report March 2005 Community Supervision Population Summary* (2005), <http://www.dc.state.fl.us/pub/spop/0503/0503spop.pdf>.
- 34 Florida Department of Corrections, *supra* note 29.
- 35 Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, *Review of the Department of Corrections*, Report No. 00-23, December 2000, Revised April 2001, 80-81 (2001), <http://www.oppaga.state.fl.us/MonitorDocs/Reports/pdf/0023rpt.pdf>.
- 36 Marietta Martinovic, *The Punitiveness of Electronically Monitored Community Based Programs* 3 (2002), <http://www.aic.gov.au/en/events/aic%20upcoming%20events/2002/~media/conferences/probation/martinovic.ashx>.
- 37 2009年6月末時点でのフロリダ州の刑務所の被収容者数は、2005年6月末時点のそれと比べて18.8%増の100,894人を数える。Florida Department of Corrections, *Inmate Population on June 30, 2009* (2009), http://www.dc.state.fl.us/pub/annual/0809/stats/im_pop.html. 現在、電子監視は2500人弱の者を対象として行われているが、これは、刑務所人口との比較においては、そのわずか数パーセントの者を対象としているに過ぎないことになる。藤本・前掲註7・195頁は、このような状況を指して、「全体的なインパクトという点では、『パケツの中の一滴』にとどまっているにすぎないとの見方もできる」と評する。
- 38 機器故障のリスクには、機器それ自体が有する故障の潜在的リスクだけでなく、機器が用いられる場所的特性を理由に生じてくるリスクもある。例えば、

フロリダ州のタンパ (Tampa) は、「世界の雷中心地」とも評される雷多発地帯であり、雷による機器故障への対策を施す必要がある。Joseph E. Papy & Richard Nimer, *Electronic Monitoring in Florida*, 55 (1) Federal Probation 31, 32 (1991).

- 39 電子監視は、本来は国家が負うべき拘禁に伴う様々な負担を、対象者とその家族に負わせることにより成り立っているという側面を有する。特に電子監視付在宅拘禁にあつては、拘禁場所を対象者の住居とし、対象者の家族に刑務所職員たる役割を担わせることから、電子監視が対象者の家族に与える影響は著しいものがあるといえる。See Amanda George, *Electronic Home Detention - A woman's work is never done*, <http://www.sistersinside.com.au/media/AmandaGeorge.pdf>.
- 40 Barton L. Ingraham & Gerald W. Smith, *The Use of Electronics in the Observation and Control of Human Behavior and Its Possible Use in Rehabilitation and Parole*, 7 (2) Issues in Criminology, 35, 44-48 (1972).
- 41 Matthew DeMichele & Brian Payne, *supra* note 10, at 74 は、この点に関して、対象者に費用負担を求めることを許容できるとしても、費用を支払うことができないことだけを理由として、その者が電子監視を利用できないとされるべきではないとする。
- 42 上述のように、フロリダ州では、費用負担が困難であることなどを理由に、電子監視やプロベーション等の費用の一部または全部の支払いが免除される場合がある。See Florida Statutes 948.09 (3) (a) - (g).
- 43 Matthew DeMichele & Brian Payne, *supra* note 10, at 102.
- 44 瀬川・前掲註13・412頁。
- 45 甘利航司「電子監視と社会奉仕命令」刑事立法研究会編『更生保護制度改革のゆくえ』（現代人文社、2007年）274頁。
- 46 瀬川・前掲註13・412頁。
- 47 以上の他にも、電子監視は、不合理な搜索 (unreasonable search)・二重の危険 (double jeopardy)・自己負罪拒否特権 (right against self-incrimination)・デュー・プロセス (due process) に関し、法律上の問題が生じる可能性がある。See Matthew DeMichele & Brian Payne, *supra* note 10, at 99-103.
- 48 瀬川晃「刑事政策における二〇世紀最後のアイデア」刑政99巻10号 (1756号) (1988年) 62頁。また、グラハム・スミスほか「罪談 イギリスの更生保護の現状をめぐる」犯罪と非行60号 (1984年) 114頁も、「イギリスにおいてこの10数年間に行われた社会内処遇プロジェクトの中で、社会奉仕命令は最も成功を収めたものの一つ」であるとして、社会奉仕命令を高く評価している。
- 49 社会奉仕命令は、1972年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1972) により初めて導入された。わが国において同法の内容を紹介するものとして、藤田初太郎「1972年刑事裁判法 (その1-2・完)」外国の立法12巻6号 (68号) (1973年) 251頁以下、13巻3号 (71号) (1974年) 102頁以下がある。

- 50 Ken Pease, *Community Service Orders*, 6 Crime and Justice 51, 51 (1985). 社会奉仕命令は、1973年には6地域で試験的に実施されていたに過ぎなかったが、70年代末にはイギリス全土で実施されるようになった。1982年には、社会奉仕を命じられた対象者の数は30,000人を超えていた。
- 51 瀬川・前掲註48・63頁、グラハム・スミスほか・前掲註48・114頁。
- 52 例えば、藤本・前掲註7・176頁は、ニュージーランドの社会奉仕命令は、1962年に刑事裁判法（Criminal Justice Act）の修正によって採用された定期収容作業を発展させたものであるとする。
- 53 Douglas Corry McDonald, *Punishment without Walls: Community Service Sentences in New York City* 7 (1986).
- 54 Robert M. Carter et al., *Community Service: A Review of the Basic Issues*, 51 (1) Federal Probation 4, 4 (1987).
- 55 瀬川・前掲註13・369頁は、イギリスにおいて社会奉仕命令が急速に発展した要因の1つとして、刑務所の過剰拘禁問題を指摘する。
- 56 Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 4.
- 57 See 18 U.S.C. 3563 (b) (12).
- 58 See California Penal Code 640.5 (b) (1), 640.5 (c) (1), 640.6 (b) (1), 640.6 (c) (1), 640.8.
- 59 See California Penal Code 640 (a) (1), 640.5 (a) (1), 640.6 (a) (1).
- 60 U.S. Courts, *Community Service*, <http://www.uscourts.gov/fedprob/supervise/community.html>.
- 61 Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 5.
- 62 この点につき、丸秀康「企業犯罪に対する刑事制裁としての社会奉仕命令—米国での議論を中心に—」犯罪社会学研究17号（1992年）109頁以下参照。
- 63 U.S. Courts, *supra* note 60.
- 64 Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 5.
- 65 Douglas Corry McDonald, *supra* note 53, at 75-79. ニュー・ヨークのマンハッタン（Manhattan）の裁判所においては、社会奉仕を命じる際に必要とされるのは、弁護士と対象者の同意である。これに対し、ブロンクス（Bronx）とブルックリン（Brooklyn）の裁判所では、弁護士と対象者に先んじて、検察官の同意を得る必要がある。これらの裁判所においては、検察官が社会奉仕命令の選別過程における門番（gatekeeper）の役割を果たしていると評されている。
- 66 Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 7.
- 67 United States Sentencing Commission, *2009 Federal Sentencing Guidelines Manual* § 5F1.3 (2009), <http://www.ussc.gov/2009guid/GL2009.pdf>. 社会奉仕命令を400時間以内とすべき理由として、同注釈は、より長期に渡る社会奉仕は、対象者の適切な配置や実施状況の監視に関して運営上の重い負担になることを挙げている。
- 68 State of New York Executive Department Division of Probation and

- Correctional Alternatives, *Community Service Standards* 7-8 (2005), <http://dpca.state.ny.us/pdfs/2005-03communityservicestandards.pdf>. 社会奉仕スタンダードで推奨されている社会奉仕の最長時間数は、D Felonyで500時間、E Felonyで400時間、A Misdemeanorで200時間、Unclassified Misdemeanorで200時間、B Misdemeanorで100時間、Violationで70時間である。
- 69 以下のプロベーション・オフィサーの役割については、U.S. CourtsのHPの記述を参照した。See U.S. Courts, *supra* note 60.
- 70 ただし、イギリスでは、その影響の大きさに対し疑問が提起されている。瀬川・前掲註13・381頁。
- 71 さらに、プロベーション機関とボランティア団体との共同形態も存在する。これは、社会奉仕活動のためだけに設立された民間団体である。Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 5-6.
- 72 State of New York Executive Department Division of Probation and Correctional Alternatives, *2009 Annual Statistical Reports: Community Service Programs* (2010), <http://dpca.state.ny.us/pdfs/cssp2009.pdf>.
- 73 See U.S. Courts, *supra* note 60.
- 74 G. Frederick Allen & Harvey Treger, *Community Service Orders in Federal Probation: Perceptions of Probationers and Host Agencies*, 54 (3) *Federal Probation* 8, 12 (1990).
- 75 Douglas Corry McDonald, *supra* note 53, at 8.
- 76 Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 4 は、刑事司法システムの全般的な理念の例として、社会復帰 (rehabilitation)・被害弁償 (restitution)・抑止 (deterrence)・応報 (retribution)・処罰 (punishment) を挙げる。
- 77 地域差については、イギリスでも問題とされている。瀬川・前掲註13・375頁以下参照。
- 78 この点に関して、被収容人員適正化部会第9回会議議事録・前掲註2・4頁は、カリフォルニア州の実情を紹介している。
- 79 社会奉仕活動を経験した対象者は、社会奉仕活動で体験したこととして、受入機関の職員との軋轢が生じたことや危険な状況に置かれたことなどを挙げている。G. Frederick Allen & Harvey Treger, *supra* note 74, at 12.
- 80 Robert M. Carter et al., *supra* note 54, at 6-7.
- 81 甘利・前掲註45・276頁。